令和８年度　人権教育全体計画　　浦安市立明海中学校

【学校教育目標】
学ぶ喜びと　思いやりにあふれ、たくましく生きる生徒の育成
～絆と希望を胸に、夢の実現へ～

【人権教育の目標】
人類普遍の権利である自由と平等の原則に基づき、不合理な偏見や差別を自らの課題としてとらえ、思いやりのある豊かな心を身につけた生徒の育成に努める。

【生徒の実態】
・素直な生徒が多く、人の意見にきちんと耳を傾けることができる。
・行事などに対して、協力して一生懸命に取り組むことができる。
・学区の園児・小学生と関わりをもち交流している。
・優しい気持ちを持ち行動できる生徒がいる一方、自分との違いを受け入れられない生徒も一定数いる。

【保護者・地域の実態】
・マンションに囲まれた整備された街並み、交通量は比較的少ない。
・学習塾や習い事に通う生徒が多く、進路に対して、非常に関心が高い。
・学力や評価に対して生徒・保護者もかなりシビアに見ている。
・保護者が子どもの意思を尊重せずに物事を決めてしまうことがある。

【人権に関する法令】
・日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・千葉県人権施策基本指針
・浦安市人権施策指針
・児童の権利に関する条約等

【目指す生徒像】
●主体的に学ぶ生徒
●多様な価値観を認めながら、協働的に活動できる生徒
●心身の健康に留意する態度、折れない心をもつ生徒

【本年度の重点目標】
●指導と評価の一体化による教育実践
●集団や社会の形成者としての見方・考え方の育成
●健康で安全な生活を実践する能力と態度の育成

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）
・知識的側面…自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存、連帯性等への概念
・価値的・態度的側面…自己についての肯定的態度、人権侵害を受けている人々への支援意識
・技能的側面…他者の痛みや感情を共感的に受容できるための諸技能、能動的な傾聴姿勢

【普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組】
○普遍的な視点からの取組　集団活動や日常生活、道徳や教科指導を通して、望ましい人間関係を確立し、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的態度の育成

○個別的な視点からの取組　・いじめに関する問題　・インターネットやSNSによる人権侵害　・社会的差別、偏見など

【学年・学級経営】
＜第１学年＞自他のよさや互いの違いを認め合い、よりよい人間関係の構築を目指す。他人の痛みを感じとり、身の周りの人権侵害に気づく力を育てる。
＜第２学年＞様々な偏見や問題に気づき、問題点として正しく理解し、判断できる力を育てる。相手の気持ちに寄り添い、お互いの人権を尊重しあうような人間関係を育てる。
＜第３学年＞人権問題について正しい理解力や判断力をもち、公正・公平に社会を見る目を育てる。お互いの人権を尊重して、共に成長するような人間関係を構築する。
＜　Ｊ組　＞一人ひとりのよさに気づき、互いに尊重できる人間関係を築く。自分の考えだけでなく、相手の思いを理解しようとする力を育てる。

【日常的な指導】
・生徒の実態の理解を深め、人間的なふれあいを通して、感謝や思いやりの心を育てる。
・学校生活全体を通して、正しい礼儀・挨拶・言葉遣い・身の回りの整理整頓などの基本的生活習慣の育成を図るとともに、正しい判断力と自立的態度を養う。

【教科的な指導】
・基礎、基本の徹底と自ら学ぶ意欲や能力の育成を図る。
・各教科において道徳教育とのかかわりを意識し、道徳教育の効果が高まるように指導する。
・生徒が学習に関心をもち、互いに学びある雰囲気や、人間関係を作るように配慮する。

【人権教育の年間指導計画作成のための指針】
・教育活動すべてを通して行う。
・一人ひとりのよさを認め、教師と生徒、生徒同士の信頼関係を築く。
・教育活動の中に、集団活動や人間関係といったソーシャルスキルトレーニングの場を設定し、互いを認め合う意識を育むとともに、自分も認められる経験をすることで自己肯定感が高まるようにしていく。

【教職員の研修】
・道徳の時間指導を通じて、基本的人権の大切さを理解させ、思いやりのある豊かな心を育てられるよう教材研究を行い、教材や実践を共有する。
・授業改善を図る授業研究を行い、人権教育を基盤とした実践力を高める。

【園小との連携】
・園小中連携の日
・小中合同授業

【家庭・地域との連携】
・学校だより
・保護者会、三者面談
・学校公開（授業、行事等）、学校説明会
・学校評価
・他機関（社会福祉協議会　等）との連携